

第9回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年11月30日(火) 午後1時30分から午後2時15分

2. 開催場所 妙高市役所 4階 402会議室

3. 出席委員

農業委員(17名)

会長	2番	安原 義之			
会長職務代理者	6番	市川 政一			
委員	1番	尾崎 香	3番	関原 正晴	4番 飯塚 淳一
	5番	山下 利秋	7番	清水 輝男	8番 霜鳥 勝範
	9番	丸山 光浩	10番	高橋 敏明	11番 生井 一広
	12番	渡邊 春男	13番	内田 芳昭	14番 丸山 嘉之
	15番	竹内 則孝	16番	竹田 賢一	17番 宮尾 俊一

推進委員(1名)

5番 矢坂 信昭

4. 提出議題

報告第30号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第31号	農地転用事実確認証明等報告について
報告第32号	農地法第3条の3の規定による届出件数報告について
議案第37号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第38号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第39号	農用地利用集積計画について
議案第40号	妙高農振整備計画(農用地利用計画)の変更について

5. 職務のために出席した農業委員会事務局の職員

次長 西澤 明夫 係長 山口 修 主査 竹田 由之

6. 説明のために出席した者 農林課 主査 比後 彩

7. 会議の概要

- 次 長 お疲れ様です。
定刻10分ほど早いですが、皆さんお揃いですので、進めていきたいと思っておりますので
よろしく申し上げます。
本日、事務局長におきましては、別公務がございまして、欠席させていただきますので、
ご了承いただきたいと思っております。本日の出席委員を報告します。17名です。
それでは、安原会長、申し上げます。
- 会 長 皆様、お疲れさまです。
日本においては、コロナがだいぶ終息している感じですが、オミクロン株というような
新しいウイルスが出てきております。他国では増えてきており、1か月程、入国の受け入
れをしない、という話も出ております。
当市においても、これからウインターシーズンということで、インバウンドも含め、多
くのお客様を受け入れられるかなと思っていたところ、このような話が出てきたところ
であります。この先、まだわかりませんが、農業委員会の活動にも影響が出てきております。
そのような中、しなければならぬことがたくさん出てきておりますが、出来ることは
するということで、皆様のご協力をいただきたいと思っております。
- 議 長 妙高市農業委員会会議規則第6条及び農業委員会等に関する法律第27条第3項の規
定により、本会は成立しておりますので、第9回妙高市農業委員会総会を開会します。
最初に議事録署名委員を指名します。
1番の尾崎 香委員、17番の宮尾 俊一委員、よろしく申し上げます。
本日の議題については、報告事項が3件、議案が4件です。
公正かつ厳正な、ご審議をお願いします。
まず、報告事項ですが、
報告第30号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第31号 農地転用事実確認証明等報告について
報告第32号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について
事務局より、報告事項3件の説明をお願いします。
- 事務局 報告事項について説明します。

1ページ、報告第30号 農地法第18条第6項の規定による通知について、です。
10月に届出がありました合意解約は、26件です。
解約後の状況につきましては、右端に記載のとおりですが、主なものとして、他の人へ
の賃借・賃借予定、または自作・保全管理となっております。
なお、10.11.15.16.25.16番の6件は所有権移転です。
所有権移転に関しましては、後ほど議案として上程させていただいております、農地法
3条による取得に関するもの、利用権設定による所有権移転に関するものについてです。

次に、5ページ、報告第31号 農地転用事実確認証明等報告について、です。
10月につきましては、農地転用事実確認が1件、農地の転用事実に関する照会（法務
局）が3件、計4件です。
内容についてですが、過去に5条の転用許可を受け、車庫や住宅を整備しましたが、地
目変更の手続きがなされていなかったものです。
農地の転用事実に関する照会（法務局）の3番につきましては、転用許可の事実が確認
できませんが、道路整備の残地であり50年以上にわたり使用されている土地です。
以上、説明しました案件について、非農地であることを担当農業委員、担当推進委員と
ともに現地確認しております。

次に、6ページ、報告第32号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について、です。

10月の届け出は、相続件数は7件、新たなあっせん希望はありませんでした。以上、報告案件について説明させていただきました。よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明に対して、皆様から質問等がありましたらお願いします。

議長 無いようでありますので、報告事項3件については、ご承知いただきたいと思います。

議長 次に、議案第37号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を上程します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第37号 農地法第3条第1項の規定による許可申請書審議については、7ページをご覧ください。

今月の許可申請は、6件です。

1番については、申請地は、大字東関地内、登記地目：畑が1筆、登記地積79㎡、であります。

位置図は、資料No.3をご覧ください。

申請地は、先月の第8回総会で、空き家に付随する農地として区域の設定議決をいただいた農地であります。

その区域の設定を受けて、空き家の購入者から、設定した農地を譲り受けるべく、許可申請が提出されたものです。

譲受人は、東関に在住され、妙高市内ではじめて申請地を購入し耕作していきたいという、新規就農者です。

新規就農者ということで、先般、会長職務代理と担当農業委員、担当推進委員、農林課担当者、事務局員で聞き取り調査を実施したところです。

申請に至った経緯は、今年9月に空き家を購入したことから、住宅前の隣接する農地を取得して耕作したいため、今回の申請に至ったものです。

これまで、東関には親戚等の縁はなく、市HPの空き家情報からの情報で、空き家の取得に至ったとのことであるが、既に担当農業委員とも顔見知りで地域になじんでいるとのことでした。

これまで、前住所地でも200㎡位の土地を借りて、妻と自家消費分の野菜を作っていた経験があり、マメトラ1台を所有していて、鍬等の道具は譲渡人から譲り受けているとのことで、奥様と二人で仲良く自家消費する野菜を作りたいとのことでした。

以上のような聞き取り結果から、ヒアリング終了後、出席委員と協議し、結論としては、夫婦二人で力を合わせて楽しく農作業をしていきたい意向と、隣近所の方々の協力やサポートを既に得られることを確認できたことから、近隣在住の農業委員を中心に耕作状況等を継続して見守りながら、適切な耕作管理の実践に取り組んでいただくことで、出席委員では新規就農者として11月総会に議案を上程することで全員同意されたものであります。

2番については、申請地は、大字飛田地内、登記地目：田が3筆で登記地積合計：5,990㎡、畑が1筆で登記地積290㎡、総合計4筆で登記地積合計6,280㎡であります。

位置図は、資料No.4をご覧ください。

申請地のうちの田については、現在、譲受人が利用権を設定して耕作している農地で、県外に在住している譲渡人から今後も耕作管理できないことから、来年度の作付けに向けて、畑も含めた自己所有農地を譲りたいと申し出たところ、このたび話がまとまったため、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

3番については、申請地は、大字十日市地内、登記地目：田が1筆、登記地積：1,000㎡であります。

位置図は、資料No.5をご覧ください。

申請地は、現在、譲受人が利用権を設定して耕作しているとともに、隣接する譲受人の所有農地と一体で一枚の水田を形成している農地で、利便性も良いことから、双方で協議したところ、このたび話がまとまったため、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

4番については、申請地は、大字雪森地内、登記地目：田が10筆、登記地積合計6,596㎡であります。

位置図は、資料No.6をご覧ください。

申請地は、現在、他者に耕作してもらっている農地ですが、2人の譲渡人が高齢となり、今後も耕作管理できる見込みが無いことから、譲り受けてくれる方を探していたところ、譲受人と話がまとまったことから、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

5番については、申請地は、大字西条地内、登記地目：畑が2筆、登記地積合計：217㎡であります。

位置図は、資料No.7をご覧ください。

申請地は、譲渡人が市外へ転出し耕作管理できなくなることから、譲り受けてくれる方を探していたところ、近接地で畑を所有し耕作している譲受人と話がまとまり、譲渡人が保安全管理してきた農地も含めて、譲受人が譲り受けることで、このたび話がまとまったため、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

6番については、申請地は大字関川地内、登記地目：畑が1筆、登記地積合計：226㎡であります。

位置図は、資料No.8をご覧ください。

申請地は、1番と同様に、先月の第8回総会で、空き家に付随する農地として区域の設定議決をいただいた農地であります。

その区域の設定を受けて、空き家の購入者から、設定した農地を譲り受けるべく、許可申請が提出されたものです。

譲受人は、今後、大字関川に在住され、妙高市内ではじめて申請地を購入し耕作していきたいという、新規就農者です。

新規就農者ということで、先般、会長職務代理と担当農業委員、担当推進委員、農林課担当者、事務局員で聞き取り調査を実施したところです。

申請に至った経緯は、以前から田舎暮らしに憧れていて、妙高高原に移住した友人宅の近くで物件を探していたところ、今回の物件が市のHPで売り出されたことから、購入し、住宅に隣接する農地を取得して耕作したいため、今回の申請に至ったものです。

住宅の購入手続きは既に済んでいますが、実際には、来年3月末に子供と家族全員で移住する予定で、これまで、実家でゴーヤ、トマト、ナスなどを栽培した経験があるとのことでした。

畑については家族で協力して農作業し、前所有者からの紹介で、近所の方からも耕運作業や指導を受けられることとなっているとともに、鍬等の道具は前所有者から譲り受けられるものもあるとのことでした。

以上のような聞き取り結果から、ヒアリング終了後、出席委員と協議し、結論としては、

家族一緒に力を合わせて農作業をしていきたい意向と、友人や隣近所の方々の協力やサポートを既に得られることを確認できたことから、近隣在住の推進委員を中心に耕作状況等を継続して見守りながら、適切な耕作管理の実践に取り組んでいただくことで、出席委員では新規就農者として11月総会に議案を上程することで全員同意されたものであります。

以上6件ですが、耕作面積及び権利を取得する面積が、下限面積の別段面積である10アールを超えていること、及び新規就農者については聞取り内容から農地法第3条第2項の不許可の項目に該当しないものと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長

続きまして、担当委員の説明をお願いします。

1番については、4番の飯塚 淳一委員、
2番から4番については、8番の霜鳥 勝範委員、
5番については、9番の丸山 光浩委員、
6番については、16番の竹田 賢一委員より、お願いします。

4番

1番について、補足説明をします。

前回の会議で、空き家を購入し、その正面にある畑に大好きな野菜を栽培したいということで立会いました。道具はそろっており、多少高齢ではありますが、10年くらいは大丈夫かと思えます。問題ないと思われそうですが、慎重審議の程、よろしく願いいたします。

8番

2番・3番・4番について、補足説明をします。

2番について、11月8日、石川推進委員、事務局とで現地確認を行いました。
申請者は、私の知人で兼業農家ですが、意欲的に取り組んでおり、周辺にも迷惑をかけるおらず問題ないと思われそうです。

3番について、11月15日、石川推進委員、事務局とで現地確認を行いました。

申請者は、私の知人で農業に熱心に取り組んでおり、何ら問題ないと思われそうです。

4番について、11月15日、石川推進委員、事務局とで現地確認を行いました。

申請者は、同地内において、積極的に経営規模拡大を図っており、今までも周辺に迷惑をかけることなく、耕作管理をしております。

2番・3番・4番について、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

9番

5番について、11月15日、深石推進委員、事務局とで現地確認を行いました。

譲渡人は市外へ転出することで、耕作管理できなくなるとのことで、代わりに耕作管理してくださる方を探していたところ、隣接地で畑を所有している譲受人と話がまとまったことで譲り渡すものです。

譲受人の近接の畑は、主に譲受人の奥様が普段からよく耕作管理をされており、申請地も同様に耕作管理できるものと考えており、許可して問題ないと判断いたします。

ご審議お願いいたします。

16番

6番について、11月10日、会長職務代理、馬場推進委員、農林課担当の方と事務局でヒアリングを行いました。

40代の若いご夫婦ご家族で、以前住んでいたところでゴーヤ、トマト、なすなど栽培した経験もあるということで、毎日農業をしていきたいということでした。ゆくゆくは近隣に知り合いの方もいるので、農機具を借りたりしてやっていきたいということです。

近い将来は田んぼもやりたいような感じでした。とても前向きな方で、妙高高原関川地区には大事な人というふうに感じました。

今後、家族でも協力して農業をやっていきたいとおっしゃっていました。
ヒアリングした後、委員と協議して、前向きに期待できるという結果が出ましたので、ご審議をよろしく願いいたします。

議 長 それでは、議案第37号の質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

1 番 5番についてですが、譲受人は、今年6月30日の総会で、小出雲にある6,331㎡の農地を、自分の隣接する農地と一体で渋柿をたくさん作って、妙高市の特産品としたいということで、許可が出た場所ですが、南側は柿の木がどこにあるのかわからないぐらい、セイタカアワダチソウがびっしり生い茂って、北側も雑草がびっしりの状態でした。
渋柿を作って特産品にしたいと言いつつ、柿の木は、この時期はまだ苗木なので、雪から守るための囲いすらしていない状態で管理が悪くて、果たして今回許可して大丈夫なのかと思っています。
この譲受人には、自身の所有している農地をきちんと管理していただき、譲り渡したいという人には、別の方をお願いするか、保全管理をお願いいたします。そうでないと周りで耕作されている人が迷惑かかるのではないのかと思われます。

議 長 要望ですか。それとも意見を求めますか。

1 番 両方です。

議 長 要望として、事務局の回答は不要とします。
他、何かございますか。
無いようであります。
今ほど、ご指摘がありました件につきましては、農地パトロールの成果だと思えます。
「許可する・しない」というよりもこの問題について、事務局の方で再度、耕作者に申し添えていただくのは可能でしょうか。

事務局 今回の申請の農地に関しましては、担当地区の推進委員が隣で耕作しておりまして、譲受人の奥様が中心となって耕作しているとのことでした。その延長で耕作していただけるだろうと判断したところでもあります。その他のご指摘があった農地に関しましては、他の方に迷惑がかけられないようにと要望は伝えたいと思います。

議 長 今の回答でよろしいでしょうか。

1 番 2ヶ所ありましたよね。
奥様が今やっつけるところはそれで納得いたしました。あと、もう1ヶ所、施設の前にもありましたよね。あそこはどうなのですか。
現状、管理があまり良くなかったような気がします。教えてください。

事務局 地元の農業委員・推進委員の話によると、今は時期的なものとなりますが、適切に保全管理されているとのこと。引き続きお願いしたいということで話はしたいと思えます。

1 番 わかりました。

議 長 それでは、そのようにご連絡していただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

議 長 他に無いようでありますので、これより、議案第37号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第37号については、許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第38号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を上程します。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第38号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書審議については、8ページ及び位置図をご覧ください。
今月の許可申請は2件です。

1番についてです。

申請地は、大字上堀之内地内、登記地目：田が1筆、登記地積1,394㎡です。

位置図は、資料No.9をご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われます。

譲受人は、同地区内での土地を求めていたものであり、申請地は最適地と判断しました。

譲受人は、自営業を営んでいることから、申請地を購入し、廃材及び資材置場の整備を希望しています。

2番についてです。

申請地は、美守1丁目地内、登記地目：田が1筆、登記地積5,85㎡です。

位置図は、資料No.10をご覧ください。

申請地の農地区分は、都市計画法の用途地域 準住居地域であることから、第3種農地です。

申請地は、9月の第7回総会において、一般住宅及びカーポート建築敷地として転用許可を受けた土地の隣接地で、本来その時点で一体の土地として転用申請許可を受けるべき土地でありましたが、申請漏れをした土地であることから、今回、宅地の拡張として、追加申請するものであります。

以上ですが、転用計画、資金計画及び資金計画の確認書類を確認した結果、特段問題ないと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。
1番については、5番の山下 利秋委員、
2番については、9番の丸山 光浩委員より、お願いします。

5 番 1番について、先日、19日午後、尾島推進委員、事務局と現地確認をしてきました。現地については、高床山に通じる非常に傾斜の激しいきつい場所です。周りに田んぼ

があるのですが、ほとんどが保全管理されている状況でした。

それから、計画を見ますと隣接している田んぼの境の畔を通路として利用するという
ことですので、特に問題ないかと思います。審議の方、よろしくお願いします。

- 9 番 2番についてです。11月15日、深石推進委員、事務局とで、現地確認を行いました。
申請地は、9月総会において、転用申請許可を受けるべきところ、申請漏れをした農
地となります。資料図を見ていただいてもおわかりの通り、隣接住宅地の一部にかかっ
ているような場所により、農地としての活用も難しい形状となっております。
9月総会時同様、転用許可して差し支えないものと考えております。
ご審議のほどよろしくお願いします

議 長 それでは、議案第38号の質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第38号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を採決
します。
お諮りします。本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第38号については、許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第39号 農用地利用集積計画について、を上程します。
59番から61番については、農業委員会法第31条の「議事参与の制限」にかかる案
件ですので、最初に1番から58番までの58件を上程します。
事務局の説明をお願いします。

事務局 19ページ、議案第39号 農用地利用集積計画について、をご覧ください。

今月は、新規設定22件、再設定36件、所有権移転3件の合計61件です。
はじめに1番から58番について説明します。

まずは1番から20番につきましては新規設定です。

権利移動の事由としては、貸付人からの要望により貸し付けを行いたいものです。

続きまして、21ページ21番から25ページ55番につきましては、再設定です。い
ずれも賃貸借となっています。再設定ですので、特に問題はないと思われます。

続きまして、26ページ56番から58番につきましては、所有権移転です。

26ページの56番につきましては、市内の認定農業者へ、57番・58番につきまし
ては、上越市の法人の代表取締役への所有権移転となっています。

所有権移転する農地はすべて農振農用地であり、譲受人はいずれも認定農業者で、対価
額は双方での話し合いにより決定しており、問題ないと思われます。

参考までに57番・58番の上越市の法人の代表取締役の、当市及び上越市の所有状況
を26ページの下段に記載していますので確認ください。

57番・58番を含め、先月の総会においても同法人の代表の水上地区の所有権移転に
ついて、今後の意向について代表に確認するよう、意見をいただきました。

その後、本人との面談はできませんでしたが、代理の方より話を聞かせていただきまし

たので、ご報告させていただきます。

はじめに、参考資料として議案の後に本人が所有している農地の位置図と水上土地改良区の受益面積の境界を図示したものを付けさせていただきました。

代理人の方からは、水上地区の農地の所有については、初めは西条だけの考えだったようですが、現在は、吉木・北条も考えている。上新保・川上までは考えていないということで、農地については頼まれるので買っているが、今後の拡大の予定はないというお話でした。

自身の考えとして、再圃場整備をしないと受け手はいないのではないかと。

また、現地での農作業は、会社の全国各地のグループが来ており、その場はレクリエーションの場にも、福利厚生のも場にもなっている。交通費・宿泊費・日当まで会社が負担してやっている。地元と違って、都会の方は楽しみで来ている面もあるとのことでした。

米の出荷先については、ほとんどがJAとのことでした。

そのほか社員の方には毎月10kgくらいずつ、配っているというお話でした。分配するのは社長の考えといったところであります。

最後になりますが、賃貸借や所有権移転において、金額に端数が生じているものにつきましては、10aあたりに換算していることから端数が生じているものです。

以上、市長への農用地利用集積の計画要請につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 それでは、議案第39号のうち、1番から58番に関する質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

会 長 区画整理された圃場以外にも条件が悪いようなところもあるかと思うのですが、全面積
売買の対象になっているのですか。

事務局 話を聞かせていただいた時には、「頼まれたので買っている」ということで、詳しくは
聞いていません。

議 長 これより、議案第39号 農用地利用集積計画についてのうち1番から58番を採決し
ます。
お諮りします。本件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第39号のうち、1番から58番については、市長に要請することに決定
をいたしました。

議 長 次に、議案第39号 農用地利用集積計画について、のうち59番から60番を上程し
ます。
59番から60番については、矢坂信昭推進委員に関する案件であります。
矢坂推進委員は、農業委員会法第31条の規定による「議事参与の制限」に該当するた
め、退席してください。

<矢坂推進委員 退席>

議 長 それでは、議案第39号 農用地利用集積計画についてのうち、59番・60番について、事務局の説明をお願いします。

事務局 続きまして、59番・60番について説明いたします。
26ページをご覧ください。
さきほどの説明と同様となりますが、2件ともに新規設定であり、権利移動の事由としては、貸付人からの要望により貸し付けを行いたいものです。
ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 それでは、議案第39号のうち、59番・60番に関する質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第39号 農用地利用集積計画についてのうち、59番・60番を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第39号のうち59番・60番については市長に要請することに決定しました。
それでは、矢坂推進委員の退席を解除します。

<矢坂推進委員 復席>

議 長 続きまして、同じく議案第39号 農用地利用集積計画についてのうち、61番を上程します。
61番については、わたくし、安原 義之に関する案件であります。農業委員会法第31条の規定による「議事参与の制限」に該当するため、議長を交代し、退席します。

<安原会長 退席>

職務代理 それでは、議案第39号 農用地利用集積計画についてのうち、61番について、事務局の説明をお願いします。

事務局 続きまして、61番について説明いたします。
同じく26ページをご覧ください。
さきほどの説明と同様となりますが、賃貸借での再設定であり、特に問題はないと思われれます。
ご審議のほどよろしく願いいたします。

職務代理 それでは、議案第39号のうち、61番に関する質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

職務代理 無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第39号 農用地利用集積計画についてのうち、61番を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

職務代理 ご異議なしと認めます。よって、議案第39号のうち61番については市長に要請することに決定しました。
それでは、安原会長の退席を解除します。

<安原会長 復席>

議 長 次に、議案第40号 妙高農振整備計画（農用地利用計画）の変更について、を上程します。
事務局の説明をお願いします。

事務局 27ページ 議案第40号 妙高農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について、をご覧ください。
令和3年11月5日付けで妙高市長より、農業委員会会長宛てに計画変更に対する意見を求められました。
変更内容につきましては、計画書本文の内容変更と農用地区域からの除外が1件となっています。
詳細につきましては、このあと、農林課担当者から説明いただきますが、ご審議のうえ、ご意見をいただきたいものでありますので、よろしく願いいたします。

農林課 28ページ 議案第40号 妙高農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更についてをご説明させていただきます。
妙高農業振興地域整備計画書（案）をご覧ください。
妙高農業振興地域整備計画書の本文、マスタープランの変更が1件、農用地区域からの除外が1件となっております。

まず、マスタープランの変更について、6ページをご覧ください。

2 農業生産基盤整備開発計画について、今回圃場整備計画されております「原通北部地区」について、事業の変更があったことから事業の種類・事業の概要・受益面積を変更するものであります。

また、農業生産基盤整備に係る事業につきまして手続きにあたり、本整備計画に位置付ける必要があることから、6事業につきまして追加させていただくものです。

続きまして、西条地内の除外案件についてです。

配布した資料の後ろから2ページ目をご覧ください。

申請地は、申請者である発酵食品会社の付近の農地になります。

申請者は、歴史ある資料館の建設を行い、当該地の活性化を図るために除外したいものであります。

用地の選定にあたっては、付近の農振白地内からの選定を行いましたが、社屋からの動線が悪いこと、必要面積の確保が困難だったこと、来客者の安全を考えた上で、利便性や安全性の高い当該地を選定したものであります。

面積規模につきましても、資料館及び来客者用の車12台が降雪時にも駐車できること、また堆雪場として機能するスペースが設けられていることを考慮した面積となっております。

以上のことから、必要かつ妥当であり、農用地区域外の土地をもって代えることが困難であると判断します。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 それでは、議案第40号に関する質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第40号 妙高農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について、を採決します。
お諮りします。本件は、意見なしとすることにご異議ありませんか。

【「意見なし」の声あり】

議 長 ご意見なしと認めます。
よって、議案第40号については、意見なしとして回答することに決定をいたしました。

議 長 議案についてはこれで終了しますので、第9回妙高市農業委員会の総会を閉会といたします。

この議事録は、農業委員会等に関する法律第33条に基づいて作成したものである。

妙高市農業委員会会長 安原 義之

この議事録の記載事項は、会議の内容に相違ないことを証明するため、署名押印する。

令和3年12月27日

議 長

印

妙高市農業委員会署名委員

印

妙高市農業委員会署名委員

印